

2025年12月23日
三晃証券株式会社

このたび、以下の内容に関して、当社の約款を整備することといたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願ひ申し上げます。

<改正項目の新旧対照表>

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

新	旧
<p>契約の解除</p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ お客様が「三晃証券の証券総合取引約款」 第13章第1条(契約の解約)に定める事項 に該当するとき</p> <p>2 前項③に該当する場合、法令等により必要な 手続きについてはお客様に代わって当社が 行う場合があります。</p>	<p>契約の解除</p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ (新設)</p> <p>(新設)</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

新	旧
<p>契約の解除</p> <p>第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ お客様が「三晃証券の証券総合取引約款」 第13章第1条(契約の解約)に定める事項 に該当するとき</p> <p>2 前項④に該当する場合、法令等により必要な 手続きについてはお客様に代わって当社が 行う場合があります。</p>	<p>契約の解除</p> <p>第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ (新設)</p> <p>(新設)</p>

特定管理口座約款

新	旧
<p>契約の解除</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ お客様が「三晃証券の証券総合取引約款」 第13章第1条(契約の解約)に定める事項 に該当することを理由として、当社が解約 を申し出たとき</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>契約の解除</p> <p>第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ (新設)</p> <p>(省略)</p>

以上